第六十八条の十五第一項中「もの（以下この条）」を「もの（以下第三項まで）」に、「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「事業（以下この条）」を「事業（以下この項及び次項）」に改め、「及び第十項」を削り、「百分の五十」を「百分の四十」に、「百分の二十五」を「百分の二十」に改め、同条第二項中「第四項まで」を「この項」に、「百分の十五」を「百分の十二」に、「百分の八」を「百分の六」に改め、「及び第四項」を削り、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項を同条第三項とし、同条第七項中「から第三項までの規定は」を「及び第二項の規定は」に改め、同項第四号イ中「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項を同条第五項とし、同条第九項中「に、同項」を「に同項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十項を削り、同条第十一項中「又は第三項」を削り、「第六十八条の十五第二項若しくは第三項」を「第六十八条の十四の二第二項」に、「この款並びに」を「この款及び」に、「第六十八条の十五第二項及び第三項」を「第六十八条の十四の二第二項」に、「同条第二項及び第三項」を「同項」に、「までに掲げる金額並びに」を「までに掲げる金額及び」に、「これらの規定」を「同項」に、「並びに」を「及び」に、「）並びに」を「）及び」に、「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十二項を削り、同条第十三項中「第六項から第十項まで」を「第三項から第六項まで」に、「から第五項まで」を「又は第二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条を第六十八条の十四の二とする。

第六十八条の十五の二第一項及び第二項中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第五号」に改め、同条第六項中「に、同項」を「に同項」に改め、同条第七項中「第六十八条の十五の二第二項」を「第六十八条の十五第二項」に、「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同条を第六十八条の十五とする。

第六十八条の十五の三の見出し中「雇用者」を「特定の地域において雇用者」に改め、同条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、「に当該連結親法人及びその各連結子法人の」の下に「当該適用年度の特定地域基準雇用者数の合計（当該特定地域基準雇用者数の合計が当該連結親法人及びその各連結子法人の当該適用年度の」を、「控除した数」の下に「。以下この項において「調整基準雇用者数」という。）を超える場合には、当該調整基準雇用者数」を加え、同条第三項第一号中「第四十二条の十二の二第二項」を「第四十二条の十二第二項」に改め、同条第五項第一号中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「第五号及び第十号」を「第六号及び第十一号」に改め、同項第三号中「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第四号中「第九号」を「第十号」に改め、同項第十号中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第五号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「第十号」を「第十一号」に、「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第五号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　特定地域基準雇用者数　連結親法人又は適用年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、当該適用年度開始の日において地域雇用開発促進法第七条に規定する同意雇用開発促進地域内に所在する当該連結親法人又はその連結子法人の事業所（当該適用年度において第二項の規定の適用を受ける場合には、その適用に係る次号に規定する特定業務施設を除く。）において当該適用年度に新たに雇用された次に掲げる要件を満たす雇用者で当該適用年度終了の日において当該事業所に勤務するものの数（その数が当該事業所のみを当該連結親法人又はその連結子法人の事業所とみなした場合における当該適用年度の基準雇用者数を超える場合には、その超える部分の数を控除した数）として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

イ　当該連結親法人又はその連結子法人との間で労働契約法第十七条第一項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること。

ロ　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条に規定する短時間労働者でないこと。

第六十八条の十五の三第八項中「に、これら」を「にこれら」に、「なる基準雇用者数」を「なる特定地域基準雇用者数」に、「記載された基準雇用者数」を「記載された特定地域基準雇用者数」に改め、同条第十項中「第六十八条の十五の三第一項」を「第六十八条の十五の二第一項」に、「雇用者」を「特定の地域において雇用者」に、「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同条を第六十八条の十五の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）

**第六十八条の十五の三**　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、地域再生法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に、地域再生法第八条第一項に規定する認定地方公共団体（以下この項において「認定地方公共団体」という。）に対して当該認定地方公共団体が行うまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（当該認定地方公共団体の作成した同条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第五条第四項第二号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。）に関連する寄附金（その寄附をした者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下この項及び第三項において「特定寄附金」という。）を支出した場合には、その支出した日を含む連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（第六十八条の九第六項第二号に規定する調整前連結税額をいう。以下この項において同じ。）から、当該連結親法人及びその各連結子法人の税額控除限度額（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度において支出した特定寄附金の額（当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。以下この項において同じ。）の合計額の百分の二十に相当する金額から当該特定寄附金の支出について地方税法の規定により道府県民税及び市町村民税（都民税を含む。）の額から控除される金額として政令で定める金額を控除した金額（当該金額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度において支出した特定寄附金の額の合計額の百分の十に相当する金額を超える場合には、当該百分の十に相当する金額）をいう。以下この項において同じ。）の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における税額控除限度額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の法人税額基準額（当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の五に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の五に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

2　前項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

3　第一項の規定は、連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に同項の規定による控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付があり、かつ、当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該連結確定申告書等に添付された書類に記載された特定寄附金の額を基礎として計算した金額に限るものとする。

4　第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二及び地方法人税法の規定の適用については、法人税法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）」と、同法第八